

さあ、保険の新次元へ。

**T&D** 保険グループ

2022年5月13日

各位

株式会社T&Dホールディングス  
代表取締役社長 上原 弘久  
(コード番号：8795 東証プライム)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

T&D保険グループの株式会社T&Dホールディングス(社長 上原 弘久)は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 保険持株会社の業務範囲拡大に伴う事業目的の追加

保険業法の改正により、保険持株会社が行うことができる業務の範囲の見直しを実施されたことを受け、現行定款第2条(目的)を変更し、事業目的を追加するものであります。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度に関する変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨(変更案第14条第1項)、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨(変更案第14条第2項)を規定するものであります。また、変更案第14条第1項の規定に伴い、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります(変更案附則第3条)。

##### (3) 剰余金の取締役会授権に関する変更

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の定めに基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設し(変更案第31条)、現行定款第32条(剰余金の配当)を変更するとともに、変更案第31条の一部と内容が重複する現行定款第7条及び第33条の規定を削除するものであります。なお、会社法第460条第1項に基づく定款の定めは設けず、本変更は剰余金の配当等についての株主総会決議を排除するものではありません。

(4) 補欠の監査等委員である取締役の任期等に関する変更

法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠として選任された監査等委員である取締役の任期を退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする規定（変更案第19条第3項）、及び補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該決議の効力を2年とする規定（変更案第19条第4項）を新設するものであります。

(5) その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議日	2022年5月13日
定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月28日（予定）

以 上

【お問合せ先】

株式会社T&Dホールディングス 広報課 加藤・山本

(TEL : 03-3272-6115 / メールアドレス : [tdhd.kouhou@td-holdings.co.jp](mailto:tdhd.kouhou@td-holdings.co.jp))

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、保険持株会社として、次に掲げる業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</p> <p>(2) その他前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、保険持株会社として、次に掲げる業務を行うことを目的とする。</p> <p>(1) 生命保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理</p> <p>(2) その他前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p><u>(3) 前二号に掲げる業務のほか、保険業法により保険持株会社が行うことができる業務</u></p>
<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<削 除>
<p>第8条</p> <p style="text-align: center;">{ &lt;条文省略&gt;</p> <p>第14条</p>	<p>第7条</p> <p style="text-align: center;">{ &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第13条</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<削 除>
<新 設>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに</p>

現行定款	変更案
	<p><u>書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第 16 条</p> <p>（ ） &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 19 条</p>	<p>第 15 条</p> <p>（ ） &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>第 18 条</p>
<p>（取締役の任期）</p> <p>第 20 条 &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>② &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>（取締役の任期）</p> <p>第 19 条 &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>② &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第 21 条</p> <p>（ ） &lt; 条文省略 &gt;</p> <p>第 31 条</p>	<p>第 20 条</p> <p>（ ） &lt; 現行どおり &gt;</p> <p>第 30 条</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>（<u>剰余金の配当等の決定機関</u>）</p> <p>第 31 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>（剰余金の配当）</p> <p>第 32 条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に行う。</u></p>	<p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 32 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、  <u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載          または記録された株主または登録株式          質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に          定める剰余金の配当（以下、中間配当と          いう。）をすることができる。</u></p>	<p>&lt;削 除&gt;</p>
<p>第 34 条</p> <p>&lt;条文省略&gt;</p>	<p>第 33 条</p> <p>&lt;現行どおり&gt;</p>
<p>附 則          （監査役の責任免除に関する経過処置）</p> <p>第 1 条 &lt;条文省略&gt;          第 2 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>附 則          （監査役の責任免除に関する経過処置）</p> <p>第 1 条 &lt;現行どおり&gt;          第 2 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(電子提供措置等に関する効力発生日)</p> <p>第 3 条 変更前の定款第 15 条（株主総会参考書  <u>類等のインターネット開示とみなし提          供）の削除および変更後の第 14 条（電          子提供措置等）の新設は、会社法の一部          を改正する法律（令和元年法律第 70 号）          附則第 1 条ただし書きに規定する改正          規定の施行の日（以下「施行日」という）          から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から  <u>6 か月以内の日を株主総会の日とする株          主総会については、変更前の定款第 15          条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ 本条は、施行日から 6 か月を経過した  <u>日または前項の株主総会から 3 か月を経          過した日のいずれか遅い日後にこれを          削除する。</u></p>